

◆◆◆補助金を申請される前にご確認ください◆◆◆

ジュニアスポーツクラブ等遠征費補助金

佐渡市教育委員会社会教育課

【申請について】

- 1. 補助を受ける際は遠征出発前に必ず申請して交付決定を受けてください。申請から交付決定まで1週間程度かかります。**

※交付決定前に着手した（遠征に出発した）場合は補助対象とすることができませんのでご注意ください。
ただし、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合は事前にご相談ください。
- 2. 補助金の交付対象となる事業は、島外で開催される「大会、交流試合及び練習試合」とします。**

※他の助成を受けている場合や全国大会へ出場する場合は対象外となります。
- 3. 補助対象経費は、2等往復船賃に限ります。ジェットfoilに乗船した場合も2等往復船賃の額が補助額として適用されます。**

※補助金の額は参加者1人あたりの補助対象経費の2分の1に参加人数を乗じた額になります。また、1人あたりの補助額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とします。

例：指導者2人、小学生8人で遠征に行く場合
指導者の補助対象経費 3,650円/人 補助額 1,800円/人
小学生の補助対象経費 1,850円/人 補助額 900円/人
補助額：10,800円（指導者2人×1,800円+小学生8人×900円）
（上記の例示は、令和4年4月～6月の島民割引料金のため、変動する場合があります）
- 4. 補助対象となる遠征参加者は、申請団体に所属する選手及び指導者となります。ただし、指導者は2名以内とします。**
- 5. 同一年度において、補助金の交付を受けられるのは各団体5回までです。**

【申請手続きの手順】

1. 補助金の交付申請をする際は、事前に必要な書類を提出してください。
申請書のほか、①大会要項の写し（練習試合の場合はその内容が分かるもの）、②参加者名簿が必要です。

※事業に着手された後（遠征出発後）に申請されたものについては受理することができませんのでご注意ください。

2. 交付決定を受けた補助事業の内容に変更がある場合は、大至急社会教育課へお知らせください。

※内容によっては、補助金変更承認申請書の提出が必要になります。

3. 実績報告書の提出期限は補助事業完了後 20 日以内です。実績報告書のほか、①収支決算書、②領収書の写しが必要です。

※あらかじめ定められた期限までに報告書等の提出がない場合は、交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。また、領収書の写しは遠征に行ったことを確認するための資料となります。提出がないと補助金の交付ができませんのでご注意ください。

4. 事業内容及び提出書類に虚偽の記載・報告があった場合は、補助金等の交付決定の全部または一部を取り消すとともに取り消した部分の補助金について返還をしていただく場合がありますのでご注意ください。

※佐渡市補助金等交付規則第 18 条によるものです。

◆詳しくは佐渡市ジュニアスポーツクラブ遠征費補助金交付要綱をご覧ください。

【お問い合わせ先】

〒952-8501 佐渡市両津湊 198 番地
佐渡市教育委員会 社会教育課 社会体育係
TEL : 0259-58-7356
Mail : u-sports@city.sado.niigata.jp